

## 平成 29 年度 第 1 回瀬戸内市総合教育会議議事録

1 日 時 平成 29 年 8 月 23 日 (水) <開会 : 13 時 30 分、閉会 : 14 時 45 分>

2 場 所 瀬戸内市役所 3 階会議室

3 出席者 市長 武久顕也  
教育長 柴崎伸次  
教育委員 淵本晴生 川島ゆか 片山 工 井手康人  
市長部局 谷本部長 松尾参与 上井課長  
教育委員会 近成教育次長 青山課長 松田参事 山本主幹 土井主査  
事務局 入江総務部長 大原 (進行)

4 傍聴人 1 名

5 協議事項 (議事進行 : 市長)

・ 経済的な子育て支援策について

【議長】

運営要領第 3 条に基づき議長を務める。

《経済的な子育て支援策について》

【説明員】 (教育委員会関係)

- ・ 奨学資金貸付事業
- ・ 就学援助費給付事業
- ・ 遠距離通学児童等通学費補助金
- ・ 幼稚園保育料減免
- ・ 学校給食費

について、配布資料を基に事業の内容、現状、課題の順に説明

【説明員】 (保健福祉部関係)

- ・ 保育料利用者負担額 (保育料)
- ・ 放課後児童クラブ利用料

について、配付資料を基に事業の内容、現状、課題の順に説明

【議長】

ありがとうございました。ご質問のある委員さんがおられましたらお願いします。

【委員】

奨学金貸付事業のことですが、希望者が減少してきているということで、原因の一つは周知が十分で

ないとのことでしたが、他にどういう要因を考えられているのでしょうか。一つは国に比べて貸付額が低いということが考えられるのか。その他で私が思うのは、奨学生としての資格要件が厳しいのではないかと。資格要件の内、③品行方正で学業成績が優秀であること、④健康で成業の見込みがあること、⑤本人の属する世帯のものに市税滞納のないことが必要ないのではないのでしょうか。要件が多すぎるように思います。学業成績が優秀だとか、品行方正だとかということをどのように判断するのでしょうか。また、本人が借主ということですが、借主でない人が市税に滞納があると借りれないのか、そういった様々なことから借りたくても申込みができない人が多いのではないのでしょうか。

**【説明員】（教育委員会）**

③の学業成績が優秀であることについての基準ですが、出身校の校長、また、在学中の場合は在学校の校長から成績の証明を出してもらい 5 段階で 3.2 以上という基準を設けています。④の健康で成業の見込みがあることについてですが、申請書の様式に証明欄を設けて医師に記入してもらうようにしています。⑤の市税の滞納についてですが、これは補助金等の申請には市税の滞納がないことというのは必ずついてきますので、外すことはできません。学生ですので本人には滞納はないでしょうが、世帯に滞納があるということは補助金なりのお金を出す側としては難しいのではないかと思います。

**【議長】**

学業成績 3.2 以上というのは勉強ができない子は働きなさいということでしょうか。

**【説明員】（教育委員会）**

働きなさいということではなく、他から借りてくださいということです。

**【委員】**

⑤市税の滞納のないこととなると税金も払えないというところで、経済的な面から子どもが勉強をすることが難しくなります。それでもその条件が必要なののでしょうか。

**【説明員】（教育委員会）**

場合によっては、税金の減免制度もあるのでそれに該当すれば、滞納とはならないこともあります。

**【委員】**

ただ、事業の内容と言いますか目的が経済的な事情により修学が困難な学生の学資又は育英上必要な資金の貸付を行うということが一番に書かれている。要するに経済的に困って、大学に行きたいけど行けない子に対して何らかの手立てをしようという目的のものであるのにも関わらず、税金の滞納があれば子どもへの貸付をしないというのはどうしても気になる。市の税金を預かっている立場としたらそうせざるを得ないのかもしれませんが、親の収入とか税金のことで子どもたちが進学をあきらめるのであれば、そこは何とかしてあげないといけないのではと思います。

**【委員】**

やはり、市民感情というものがありますから、無視はできないと思います。委員さんの言われる気持ちは分かりますが、③④⑤の条件とも必要ではないかと思えます。私としては他の制度との重複利用ができないということが、申込件数の少なさに影響しているのではないかと思えます。それと国の方の金額が高

いということもあると思います。市の方を借りれば国の奨学金は借りれないし、そうすると市の奨学金から離れていくのではないのでしょうか。

**【議長】**

重複の利用について議会で質問があったのですが、私自身奨学金を借りた経験があるのですが、若いうちにお金があれば使ってしまうと、後の返済に困るんです。重複利用すると膨大な借金を卒業時に抱えてしまうことになるので、全体の借入額はある程度コントロールできるようにしておかないといけないという議論もあります。市の貸付額の上限を引き上げようという考えはあるのでしょうか。

**【説明員】（教育委員会）**

そのことについては、これから検討しなければならないと考えています。

**【委員】**

むしろ、返還の猶予について、こちら側の条件を緩めたらどうでしょうか。例えば、高校で奨学金を借りていて大学に行ったとします。高校卒業の1年後には償還が始まりますが、それはどうなりますか。

**【説明員】（教育委員会）**

それについては、猶予があります。

**【委員】**

大学院に進学した場合も猶予がありますか。

**【教育長】**

猶予は大学までじゃないでしょうか。

**【委員】**

それでは、高校、大学と奨学金を借りていた人が大学院に進むと1年経つと大学院在学中に一気に返済が始まるということですか。そのあたりは、猶予期間を延ばすとか減免するとか無利子ということだけでなく借りやすくするやり方は考えられないんですか。

**【説明補助員】（教育委員会）**

返済期間は借入期間の3倍まで設定できることになっています。分割して少ない金額を長い期間で返すことができるようにはなっています。

**【説明員】（教育委員会）**

そのあたりのことも今日はいいい制度にしようということで皆さんにご意見をいただいているところですので、今後見直しも含めて検討をさせていただきます。

**【市長】**

そのあたりのことは教育委員会でしっかり議論していただきたいと思います。

**【教育長】**

最後に一つだけ。金額の問題もありますが、決定的に違うのが学生支援機構がやっているのは、高校在学中に大学に進学した時には奨学金を借りることができる予約採用があるのですが、市の制度にはそれがない。市の場合は大学に入った年の6月までに申請し、7月に決定している。入学前の担保がないということも借りる側にとっては不安があると思う。そういうところも考えていかないといけないかなと思います。

**【議長】**

奨学金以外のことで何かご意見がありますか。

**【教育長】**

保育園の保育料の減免の対象になる人は全体の14%しかいないのですか。後の人は基準どおりに払っているということですか。ちなみにどのあたりの階層が多いんですか。

**【説明補助員】（保健福祉部）**

所得の低い方では、第4、第5階層が多く、共働き世帯等で所得の多いところでは、11階層、12階層の辺りが比較的多いです。

**【教育長】**

入園前の3歳児未満の支援はどういったものがありますか。

**【説明補助員】（保健福祉部）**

3歳児未満で言いますと公立で2園、私立で3園に子育て支援センターを併設しています。そこで子育てに関する保護者の方の疑問や悩みを相談できる窓口を設けています。一時預かり保育の受け入れも行っていきます。当然、養育に不安を抱えている方についても一時預かりの制度を使っていただいて気分転換をされたりもしています。

**【委員】**

一時預かりにも減免制度はありますか。

**【説明補助員】（保健福祉部）**

所得の状況によっては、利用に係る費用を減免する制度があります。

**【議長】**

放課後児童クラブなんですけど、これについては今後どういった支援ができるかということの研究していくにしても、放課後児童クラブの対象にならない子どもたち、例えば親が働いていなかったりする子どもの受け入れとして着目されるのがこれから裳掛地区でやろうとしている放課後子ども教室だと思えます。裳掛小学校以外の学校でどのように展開されていくのか、既存の放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携をどのようにしていくのかということの調整だとか情報の共有をどのようにしていくのかということの具体的な話し合いとかはできているのですか。

【説明員】（保健福祉部）

まだ、これからです。

【議長】

放課後子ども教室をこれから展開していく具体的な計画は教育委員会の中で考えているのですか。

【説明員】（教育委員会）

まだ、これからです。

【議長】

例えば美和小学校だったら放課後児童クラブに行かずに、家に帰っている子はどれくらいいるのですか。

【委員】

結構います。

【議長】

そういった子どもたちが放課後子ども教室があれば利用する人はどうでしょうか。

【委員】

あれば利用する人もいると思います。

【委員】

制度の中身、しくみ次第だと思います。私の孫も学童保育に行っていたが、やめて私のところに学校から帰るようになった。それも飽きて今は一人だけの自宅に帰っている。そういうことなので、その中身が行って過ごしたいと思えるようなところでないとだめだと思います。

【議長】

経済的な子育て支援策というのはまけてあげたり、お金をあげたりということだけではなくて、サービスを受けられるということも支援策であると思います。むしろサービスをどのように作っていくかの方がお金のやり取りでない本当の意味での教育的効果ということが言えるのではないかと思います。

例えば、子ども教室ができることによって音楽であったり、芸術関係であったり学校の教室を活用した教育を展開していったりということもやりようによったらできないこともないと思います。

【委員】

6時間目、7時間目があってもそこに楽しさや喜びがあれば苦にはならないと思います。根本的なところをもう少し考えていただいて、学校に行くことが身になり、楽しいと思えるように学校での生活を充実させることを考えないといけないかなと思います。人の配置の充実も含めて放課後の充実について考えた方が良くと思います。

**【議長】**

給食費をタダにする財源があれば、そういう人員を学校に配置することはできるのではないかと思います。

**【説明員】（教育委員会）**

ちなみに給食費が全体で1億8000万円です。この中には教職員の給食費も入っての金額ですが。

**【議長】**

実際には瀬戸内市が給食費をタダにできるほどの財政的な余裕があるかないかは別ですが。

先程委員さんが言われた子どもたちの放課後の質をどう高めていくかということは子育て支援施策と教育施策の中で考えていかないといけないと思います。

**【委員】**

学童に行かない子どもが家に帰って、近くに公民館だとか図書館だとか公共施設があればそこに行って遊ぶ子も見られるんですが、そういった施設が近くにない子どもだと学校くらいしか行くところがないんですけど、学校に行くと学童保育に行っている子どもたちがいるので、もしそこでトラブルがあったら学童の先生の責任になったりして気を使うので放課後に学校に行かせないという親御さんがいると思います。遠慮してくれとは直接先生方は言われませんが、やはり少し迷惑そうな雰囲気が漂っているように思えますし、子どもたちが遊びづらい雰囲気もありますので、放課後子ども教室などがあれば行きやすいのかなと思います。

**【委員】**

学童保育のことがきちんとつかみ切れていないのですが、クラブによってだいぶ運営が違うと思うんです。クラブごとに個別の問題があると思います。

**【議長】**

クラブによって運営の状況にかなり開きがあるということと保護者の負担がかなり重くなっているということがあるようです。また、質をどのように高めていくか、保護者の負担を如何に軽減していくか具体的にこれから検討していくことが必要だと思います。

それでは、これをもって、議事を終わりたいと思います。

**【大原課長】**

それでは、以上を持ちまして今年度第1回目の総合教育会議を終わりたいと思います。皆さまありがとうございました。たいへんお疲れ様でした。

閉会 14時45分